

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では株主からの期待に応え、「企業価値の向上」に力を注ぐと同時に、社会的に信頼される企業を目指してコーポレート・ガバナンスの強化を図っていくことを経営上最も重要な課題のひとつとして位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田 俊之	1,642,248	13.35
山田 典子	504,803	4.10
山田 雅代	503,472	4.09
山田 俊子	494,410	4.02
株式会社本間	475,000	3.86
リリカラ社員持株会	391,488	3.18
岡三オンライン証券株式会社	306,600	2.49
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	265,800	2.16
沖野 幸一	203,100	1.65
株式会社三井住友銀行	200,600	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
植岡 敬典	他の会社の出身者											
内海 勝彦	他の会社の出身者											
大胡 誠	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
植岡 敬典	○	○	――	植岡敬典氏は、長年にわたりコンサルティング業務に携わられた豊富な経験及び知見を活かした当社経営に対する有益な意見や指摘をいただけることが期待され、社外取締役監査等委員として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている事項に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

内海 勝彦	○	○	——	内海勝彦氏は、経営者として長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い見識を活かした当社経営に対する有益な意見や指摘をいただけることが期待され、社外取締役監査等委員として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている事項に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
大胡 誠	○	○	——	大胡誠氏は、弁護士の資格を有しており、法務の専門的な見地から、当社のコーポレート・ガバナンス体制の確保に貢献していただけることが期待され、社外取締役監査等委員として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている事項に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき取締役として、常勤監査等委員を1名、事務局として総務部が担当しており、支援体制を構築しております。監査等委員会の職務を補助する使用人への指揮権は監査等委員会に移譲され、当該使用人の人事は事前に監査等委員会の同意を得るものとしております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会は、会計監査や四半期レビューの報告を通じ、会計監査人との連携を確保しており、内部監査室とも随時、情報交換を行い、十分な連携を確保しております。 また、会計監査人と内部監査室は、随時、直接情報交換を行い、十分な連携を確保しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項
独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブに関する施策等は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役の報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、当該取締役の企業価値の向上意欲を高めるとともに、当社が上場企業として持続的な成長を続けることを目的として、「職責を果たす」ことへの対価として、全ての取締役(監査等委員である取締役を除く。)を対象に金銭にて固定報酬(100%)を支給する方針であり、個々の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の具体的な報酬月額については、株主総会の決議によって決定した報酬限度額内において、取締役会で合議の上決議する。監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって決定した報酬限度額内において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

なお、株主総会の決議による役員の報酬限度額は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)につき月額10,000千円以内(2021年3月30日開催定時株主総会決議。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。)、監査等委員である取締役につき月額5,000千円以内(2021年3月30日開催定時株主総会決議)。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役に対する退任時の慰労金は支給しない。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、社外取締役である監査等委員の職務を補助すべき取締役として、常勤監査等委員を1名、事務局として総務部が担当しており、支援体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

1. 企業統治の体制(2021年3月30日現在)

当社は、2021年3月30日開催の第80回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社へ移行しております。

イ. 企業統治の体制の概要

(取締役、取締役会)

当社の取締役会は、監査等委員である取締役を含め、6名の取締役で構成されております。監査等委員である取締役は4名で、内3名は社外取締役であります。取締役会は、毎月1回の定例取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社の方向性や目標等の経営に関する重要事項、その他法令で定められた事項等を決定する機関として活発な議論を行っております。なお、社外取締役は、独立性を有し、公平中立な視点で業務執行の監督機能を強化するとともに、取締役会の活性化に貢献しております。なお、社外取締役3名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、業務執行取締役の職務執行状況を厳しく監視するほか、内部監査室や会計監査人との連携を図り、業務執行の適法性に関するチェックや財産状況の確認等を行っております。

(執行役員)

2003年4月より執行役員制度を導入し、業務執行機能の強化と、経営意思決定と業務執行の明確化を図りました。執行役員9名(業務執行取締役2名を含む)は原則月1回以上の経営会議において会社の重要な方針の策定や、業務執行状況について討議を行っております。

(経営会議)

代表取締役社長執行役員及び執行役員による、経営会議を原則月1回以上開催し、審議のうえ執行決議を行っております。

ロ. 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、「企業行動原則」「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を行動規範としております。

その徹底を図るため、代表取締役社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括しております。

また、総務部を中心に取締役(監査等委員である取締役を除く。・)従業員に対して教育等を行っております。

内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査しております。これらの結果は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告しております。

また、法令上疑義がある行為等について使用人が直接情報提供を行える手段として「内部通報規程」に基づく通報・相談窓口体制を設置・運営

しております。

ハ. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制を明確化するために、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。委員会は、コンプライアンス、災害、品質、個人情報、情報セキュリティ及びシステムトラブル等それぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い取締役会に報告しております。また、内部監査室は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会、監査等委員会に報告しております。

2. 内部監査及び監査等委員会監査

(内部監査の状況)

業務執行部門から独立した内部監査室(2名)を設置し、監査等委員会監査及び会計監査人監査とは独立した立場から、会計処理・業務処理等に関する適正性・妥当性等につき、随時必要な内部監査を実施しており、内部監査の結果については、取締役会及び監査等委員会に報告しております。

また、内部統制の整備及び運用状況について監査を実施し、必要な改善を行い、内部統制の整備及び運用状況が妥当であることを確認しております。

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は4名で構成され、常勤監査等委員1名、社外監査等委員3名であります。監査等委員会は原則月1回開催し、重要な意思決定の過程を把握し、業務執行状況を監査するため、営業、物流、管理の各部門を調査し、重要な書類等の閲覧を行うことにより、取締役の職務遂行の監査を行っております。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を確保しております。

監査等委員会は、会計監査人との関係においては、会計監査人による監査の独立性と適正性を監視しております。また、会計監査人及び内部監査室からは、定期的に報告を受け、必要に応じ情報交換・意見交換を行うなど連携を密にし、監査等委員会による監査の実効性と効率性の向上を高めております。

3. 社外取締役

当社の社外取締役は3名であり、全員が監査等委員であります。

当社は、社外取締役の独立性に関する基準又は方針についての特段の定めは設けておりませんが、選任にあたっては法令の適格要件を満たしていること、専門分野及び企業経営に関する豊富な実務経験・知識等に基づき、客観的かつ専門的な視点での機能・役割が期待されること等を基準に行なっております。

社外取締役監査等委員の植岡敬典氏からは、長年にわたりコンサルティング業務に携わってきた豊富な経験及び知見を活かした、当社経営に対する有益な意見や指摘を頂いており、社外取締役として職務を適切に遂行して頂いております。また、内海勝彦氏からは、経営者として長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い見識を活かした、当社経営に対する有益な意見や指摘を頂いており、社外取締役として職務を適切に遂行して頂いております。大胡誠氏は弁護士の資格を有しており、法務の専門的な見地から、当社のコーポレート・ガバナンス体制の確保に貢献して頂いております。

社外取締役は、監査等委員である取締役として取締役会に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取するとともに、定期的に会計監査人及び内部監査室より報告を受けております。

4. 会計監査の状況

2020年12月期において会計監査業務を執行した公認会計士は板垣太榮三氏及び尾関高德氏並びに鈴木智喜氏の3名であり、清陽監査法人に所属しております。継続監査年数は、各氏とも7年以内であります。当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他2名であり、独立の立場から会計監査及び内部統制監査を受けております。

5. 責任限定契約の概要

当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款において取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、社外取締役監査等委員である植岡敬典氏、内海勝彦氏及び大胡誠氏の3名、並びに取締役常勤監査等委員である佐藤伸男氏は、当社との間で、責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が会社法第423条第1項に基づき、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合で、職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号及び第2号の合計額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)を当然に免責するものとする。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員4名(3名が社外監査等委員)による監査を実施しております。

各監査等委員は、取締役会他重要な会議に出席する等、取締役の業務執行について厳正な監視を行うとともに、内部監査室、会計監査人と相互に連携を取り、経営の監視機能の客観性及び中立性は確保されているものと考えております。

また、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)2名の任期を1年と規定しており、株主が取締役の業務執行及びその成果に対して、定時株主総会において、直接信任の判断が行える体制を確保しております。

なお、社外監査等委員3名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	ホームページ上において招集通知を掲載しております。 [https://www.lilycolor.co.jp/]

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上において掲載しているIR資料の主なものは、決算短信、有価証券(四半期)報告書、事業報告書等があります。 [https://www.lilycolor.co.jp/]	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はその事業活動において、ステークホルダーとの相互理解を深めるため、適正な会計処理や厳格な内部監査を行うと共に、ホームページ等に積極的に情報を開示し、経営の透明性を強化します。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、「企業行動原則」「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を行動規範とする。

その徹底を図るため、代表取締役社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。また、総務部を中心に取締役及び使用人に対して教育等を行う。内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの結果は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。又、法令上疑義がある行為等について使用人が直接情報提供を行える手段として「内部通報規程」をはじめとする通報・相談窓口体制を設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁結果を稟議書等の文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、総務本部長が責任を持って保存する。取締役は、文書取扱規程により常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を明確化するために、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置する。委員会は、コンプライアンス、災害、品質、個人情報、情報セキュリティ及びシステムトラブル等それぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い取締役会に報告する。内部監査室は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月一回定期的に開催するほか、適宜臨時に開催する。

代表取締役社長執行役員その他の執行役員(監査等委員でない常勤取締役を含む。)による、経営会議を原則月一回以上開催し、社内規程に基づき、審議のうえ執行に関する決議を行う。

組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

5. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、内部監査室員等から監査等委員会を補助すべき使用人を指名する。

6. 前項の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会の前項の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとする。又、当該使用人の人事(異動、評価、懲戒等)に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、必要場合は監査等委員会が代表取締役社長執行役員に対して変更を申し入れることができるものとする。

7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、職務執行に関して重要な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。

8. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いもしてはならないものとし、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは償還又は債務の弁済の請求をしたときは、その職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

10. その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長執行役員は、監査等委員と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意志の疎通を図るものとする。

取締役会は、業務の適正性を確保するうえで、重要な業務執行の会議への監査等委員の出席を確保する。

監査等委員会は、独自に、必要に応じて、弁護士、公認会計士その他の外部のアドバイザーを活用し、監査等委員の業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

内部統制システムに係る監査の実施基準に基づいて、内部統制システムが、会社及びその属する企業集団に想定されるリスクのうち、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応していないと認めた場合には、監査等委員会は、内部統制システムの不備として、内部監査部門に対して適時に指摘を行い、必要に応じて代表取締役社長執行役員又は取締役会に対して助言、勧告その他の適切な措置を講じるものとする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行うものとする。又、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、「企業行動原則」「コンプライアンス規程」に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない旨を明記し、取締役及び使用人その他会社の業務に従事するものに対し、啓発活動を継続的に実施するものとする。

2. 反社会的勢力の排除にむけて、総務本部総務部を対応窓口とし、「コンプライアンス委員会」と連携して対応するものとする。

3. 反社会的勢力からの不当な要求に接したときは、外部機関(警察、顧問弁護士等)と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

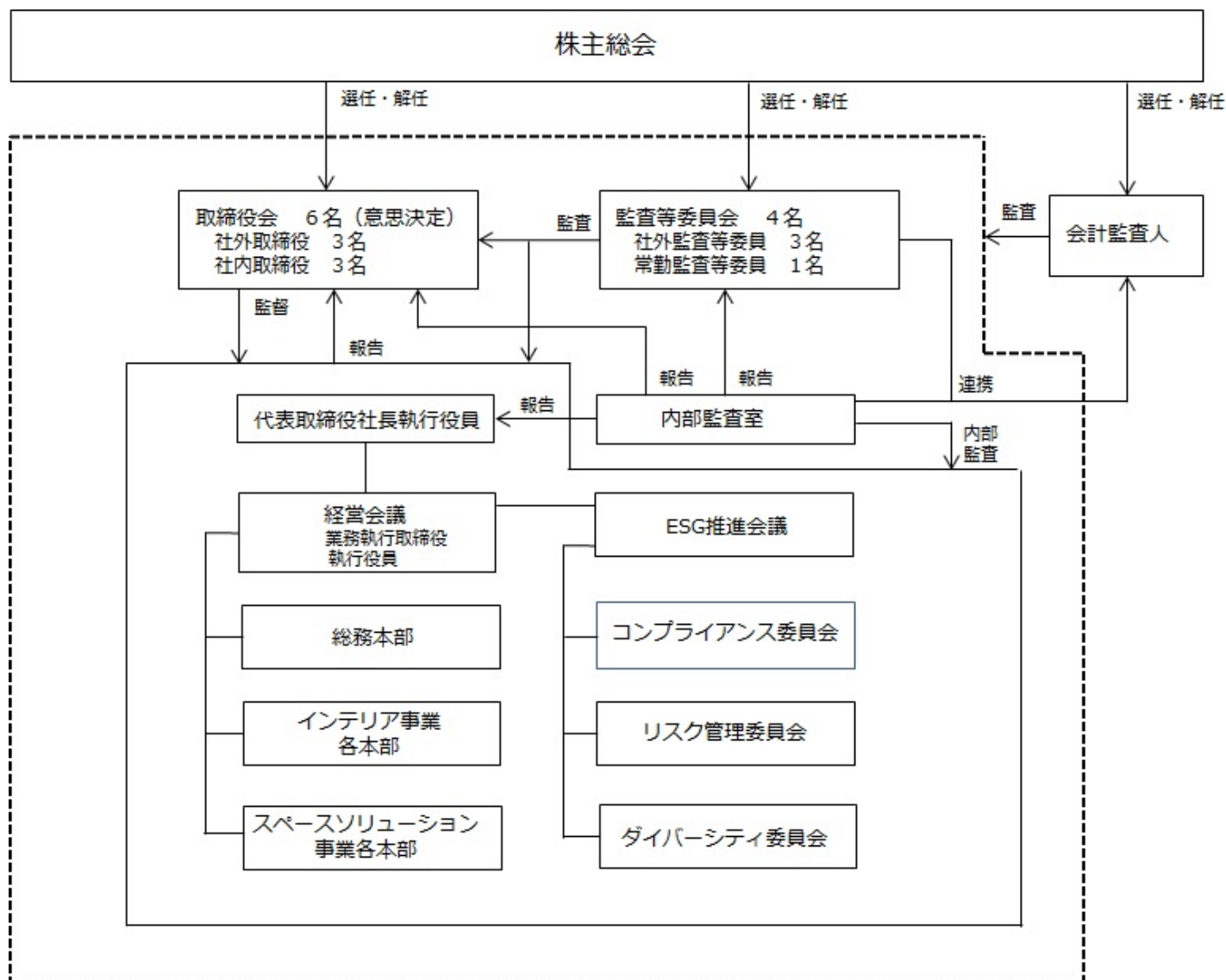
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制図】

